

11月1日から3日、第4回目となる国際女性会議WAW!（World Assembly for Women：WAW!2017）を東京にて開催。我が国及び21カ国・8国際機関から64名がスピーカーとして登壇し、延べ約2400人が参加。本年のテーマ：**WAW! in Changing World**

基調講演等（11月1日）

●開会挨拶：安倍昭恵内閣総理大臣夫人

変化の時代にあって、新しい時代を開くカギは女性にあり、しなやかな対応力や視点、感覚といった女性ならではのチカラの更なる発揮が求められている旨を述べた。

●基調講演：クリスタリナ・ゲオルギエヴァ世界銀行CEO ラクシュミ・プリUN Women事務局次長

●パネル・ディスカッション「女性と起業」

キャシー松井 ゴールドマン・サックス証券会社副会長（モデレーター）、アランチャ・ゴンザレス国際貿易センター（ITC）事務局長、北岡伸一 国際協力機構理事長、スシ・プジャストゥティ・インドネシア海洋水産大臣が登壇し、社会における女性起業家の価値について議論した。

●ビデオ・メッセージ：

メリンダ・ゲイツ ビル&メリンダゲイツ財団共同会長

●挨拶：吉田晴乃日本経済団体連合会審議員会副議長



ハイレベル・ラウンドテーブル／スペシャル・セッション（11月2日）

11月2日は、分科会として5つのハイレベル・ラウンドテーブルと2つのスペシャル・セッションを実施。各分科会からの具体的な提案を元に成果文書となるWAW!2017東京宣言を作成し、3日会議終了後に公表。



林文子横浜市長



バイラモヴァ・トルク
メニスタン女性連盟会長



河野太郎外務大臣



ハイレベル・ラウンド・テーブル

1. SDGs達成に向けた企業におけるジェンダー分野の取組
2. 技術革新と女性の人材育成
3. 無償労働をどう分担するか
4. 女性・平和・安全保障－政策から実施へのギャップを埋める取組
5. メディアにおける女性

スペシャル・セッション

1. 若者が考える女性活躍の未来とは
2. 自然災害下におけるジェンダー平等及びレジリエンス向上



野田聖子総務大臣・女性
活躍担当大臣・内閣府
特命担当大臣



特別イベント／クロージング（11月3日）

11月3日は、日本政府と世界銀行の共催による特別イベント及びクロージングが開催された。

1. 特別イベント

●開会挨拶：安倍晋三内閣総理大臣

政府の女性活躍推進へのコミットを再確認すると共に、これまでの具体的措置の成果や女性ならではの感性・能力を活かした起業が世界の経済発展に与える好影響について述べ、女性起業家資金イニシアティブへの支持とこれに対する5千万ドルの拠出を確認した。

●特別講演：イバンカ・トランプ米国大統領補佐官

●基調演説：河野太郎外務大臣

クリスタリナ・ゲオルギエヴァ世界銀行CEO

●パネル・ディスカッション「女性起業家支援」

キャシー松井 ゴールドマン・サックス証券会社副会長、イ・ミヨン フェアトレード코리아CEO、佐々木かをり 株式会社イーウーマン代表取締役、スシ・プジラストゥティ・インドネシア海洋水産大臣、ネナ・ストイコビッチIFC副総裁、パトリシア・ヴェリンガ＝ジースケスThe Job Factory創設者／CEO、矢島里佳 株式会社和える代表取締役社長が登壇し、起業の際に経験した障壁や政府及び国際機関による効果的な支援について討論を行った。



2. クロージング

●参加者代表挨拶：

マリア・エレナ・ボスキ伊内閣官房長官

本田桂子 世界銀行グループ多数国間投資保証機関(MIGA) 長官

●総括：鈴木哲総合外交政策局長

●閉会挨拶：西村康稔内閣官房副長官



1. 教育・訓練を通じて、意識改革を行っていく

- 女性自身の「自信のなさ」，理系選択に対するバイアス等の無意識の偏見を変えるために研修を実施。
- ロールモデルやメンターを活用し，起業における女性のメンタリティーを変える。
- 無償労働に関して3R（認識、削減、再分配）を推進し，分担の男女差を改善する。

2. 全てのレベルにおける女性の参画を推進していく

- 企業で女性をより責任のある地位に登用するようトップのコミットを強化。
- 女性による起業を支援する「女性起業家資金イニシアティブ」を歓迎。
- ジェンダーに基づく暴力予防のため，PKO、現地の軍隊・警察への女性参画と，地域をよく知る女性の防災関係部署への参画・登用を推進。
- メディアにおいて，多様性の追求と全てのレベルにおける女性の参画を推進し，「働き方改革」を進める。

3. データを収集・分析し、情報公開していく

- 企業が多様性に関する具体的な数値目標を定めて公表し，ジェンダーに関わらない採用・評価方法を導入する。
- 防災分野の女性関連データを女性に配慮した基準やツールによって収集し，共有・活用する。

4. 人工知能（AI）や情報通信技術（ICT）を積極的に活用していく

- AIやICTの積極的導入によって，男女共に，キャリアと家事・育児・介護等の両立を促進。
- 途上国の女性に対して，携帯端末をはじめとする技術的な制約を改善。

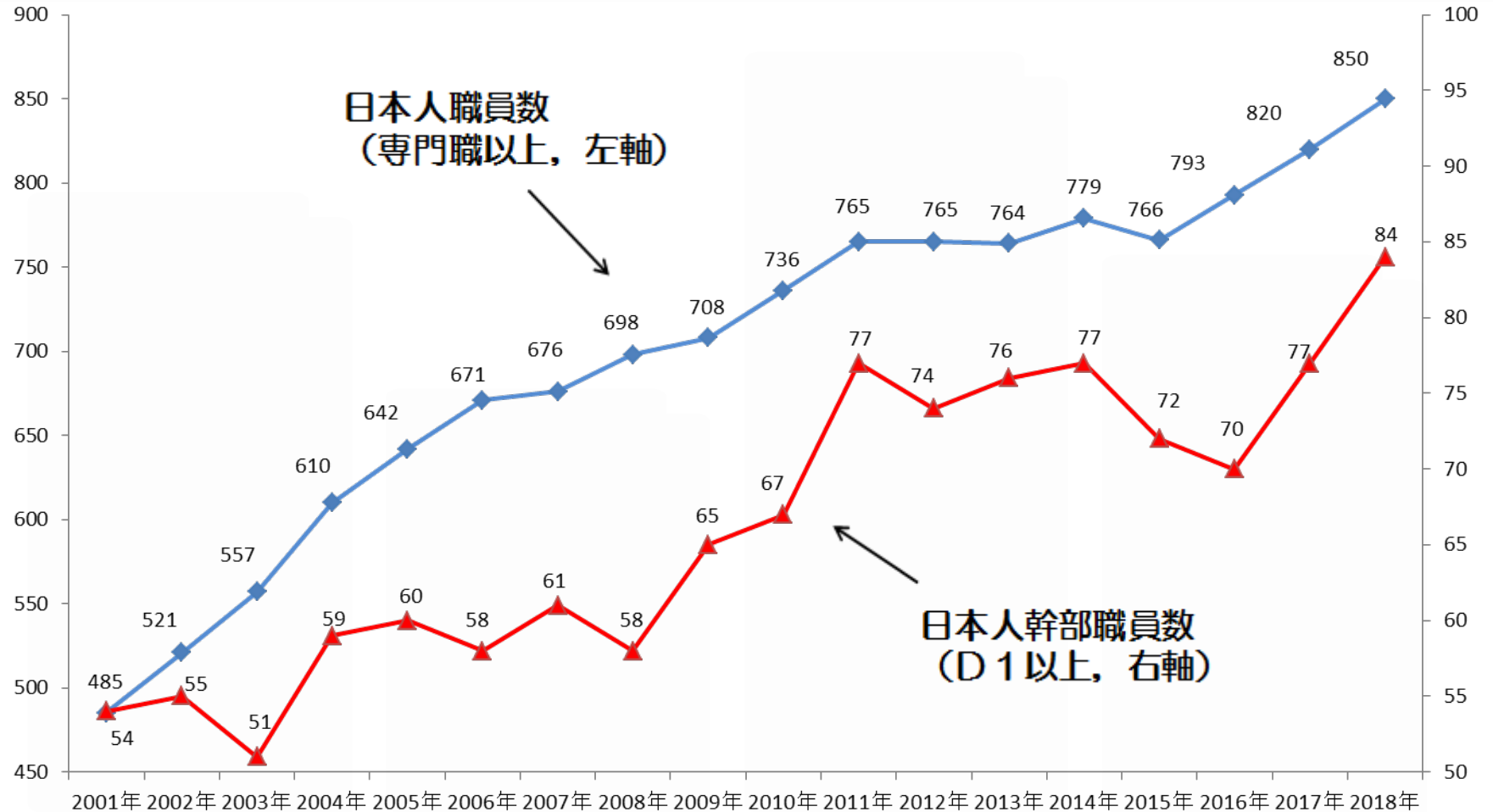
5. パートナーシップを強化していく

- 性別及び世代を超えた多様な視点を反映させるため，企業の枠を超え、地域や市民社会、女性起業家とのネットワークを構築。
- 防災及びWPS分野において，国際機関間及び様々なステークホルダーのパートナーシップを向上し，効果を増強させる。

国連関係機関の日本人職員

[通し番号172]

国連関係機関の日本人職員数（専門職以上）の推移



（各年1月現在。2014年以降は前年12月31日現在。外務省調べ）

国際機関人事センターの取組

JPO派遣制度の実施

- 国際機関への勤務を希望する若手邦人を、日本国政府が給与等の経費を負担することにより原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積む機会を提供することにより正規職員への途を開くことを目的とした制度。本制度が始まった昭和49年からの累計で約1,700名を派遣。2001年以降の派遣者の7割以上が派遣後に国際機関に正規採用されている。
- 派遣後の定着率向上のため、①海外でのガイダンスを増やし、優秀な人材の発掘を強化、②ポスト・マッチングに際し、定着率の高い機関・ポストを分析し、戦略的に配置、③在外公館・本省主管課室によるフォロー・働きかけを強化、④CV・面接対策の強化等の取組を実施。

中堅派遣制度の実施

- 日本国政府の経費負担により、JPOよりも高い中堅レベル以上の邦人を派遣する制度を創設。
- 将来の幹部職員増加に向けた取り組みとして、平成29年度予算で新規措置。

潜在的候補者の発掘・育成

- 大学等教育機関に加え、民間団体による就職説明会にも参加。国際協力イベント・留学相談会等の際にも、ガイダンスを積極的に実施。弁護士等の専門家集団に対するガイダンスも実施。
⇒平成29年度には、合計146回（うち海外は35回）、約10,000人を対象にガイダンスを実施。
- メーリングリスト、Facebook, twitter等を活用。空席情報や国際機関のセミナー等の情報を発信。
- 登録された履歴書を添削・評価し、必要に応じて個別にポストを紹介する制度を運用。

国際機関への働きかけ

- 要人往来や政策対話等の機会に国際機関側へ働きかけを実施。また、個別人事がある場合には、代表部等を通じ採用を働きかけ。
- 邦人関与が見込まれるプロジェクト案件の優先採用。

国連関係機関で勤務する日本人職員を、現在の約850人から、**2025年までに1,000人**に増強。

JPO派遣制度

平成30年8月
国際機関人事センター

制度概要

JPO：Junior Professional Officer

国際機関に勤務を希望する若手邦人を、日本国政府（外務省）の経費負担により原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積む機会を提供することにより正規職員への途を開くことを目的とした制度。
本制度が始まった昭和49年からの累計で約1,700名を派遣。

応募資格

- (1) 35歳以下であること。
- (2) JPOを派遣することのできる国際機関に関連する分野における修士号を取得しており、当該分野に関連する職種において2年以上の職務経験を有すること。
- (3) 英語で職務遂行可能であること。
- (4) 将来にわたり国際機関で働く意思を有すること。
- (5) 日本国籍を有すること。

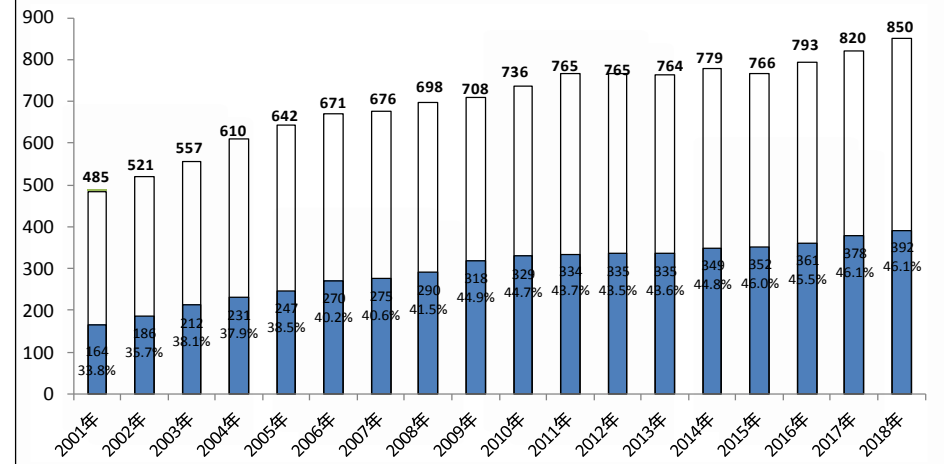
年度別派遣者数及び予算額

○平成30年度の予算額は23.0億円。

【推移】	(予算額)	(派遣者数)
平成29年度	22.5億円	59名
平成28年度	20.0億円	54名
平成27年度	16.5億円	65名
平成26年度	11.0億円	44名
平成25年度	11.0億円	40名
平成16年度	11.0億円	35名
平成15年度	15.4億円	58名
平成14年度	15.4億円	61名

(注)平成16年度は、予算減少に伴い派遣者数大幅減。

国連関係機関の邦人職員数及びJPO経験者数



(各年1月現在。外務省調べ。2014年以降は前年12月31日現在。)

※ 上の数値は各年における邦人職員数全体（専門職以上）、下の数値は、そのうちJPO出身者数及び全体に占める割合

JPO経験者の国際機関採用率

試験年度	2001年 度	2002年 度	2003年 度	2004年 度	2005年 度	2006年 度	2007年 度	2008年 度	2009年 度	2010年 度	2011年 度	2012年 度	2013年 度	2001～ 13年度累計
各年度計	31 / 49	40 / 61	45 / 58	27 / 35	27 / 36	26 / 33	26 / 35	23 / 33	25 / 32	24 / 33	21 / 25	23 / 30	35 / 40	373/500
年度別採用率	63.3%	65.6%	77.6%	77.1%	75.0%	78.8%	74.3%	69.7%	78.1%	72.7%	84.0%	76.7%	87.5%	74.6%

※ 派遣後に正規ポストを獲得したJPOの割合

年度別応募者数・派遣者数

⇒ 応募者数(国際機関を目指す者の裾野)の拡大が急務

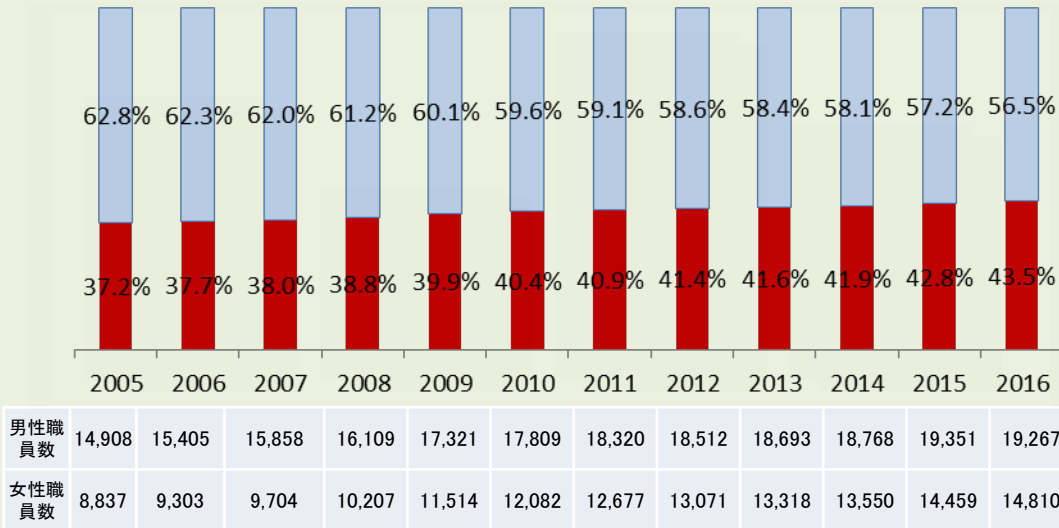
試験年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017年度
応募者数	823	936	1012	798	721	314	294	510	621	313	279	289	301	330	394	363
派遣者数	61	58	35	36	33	35	33	32	33	25	30	40	44	65	54	59

日本人女性職員の活躍

1 国連関係機関全体(国際専門職)

□ 男性 □ 女性

主要国連機関における女性職員(国際専門職)比率(単位: %)



機関名	機関 合計	P1	P2	P3	P4	P5 (課長)	D1 (次長)	D2 (部長)	ASG/ USG
国連事務局	42	80	55	45	40	35	31	33	21
UNDP	45	63	63	50	43	36	39	36	31
UNFPA	50	50	62	53	45	50	49	31	67
UNHCR	44	25	63	43	46	43	44	45	17
UNICEF	50	60	63	51	50	46	42	49	25
UN Women	79	100	85	76	79	81	77	83	67
ILO	45	60	60	58	46	33	38	38	27
FAO	40	59	67	53	36	23	23	24	25
WFP	43	50	50	42	44	42	41	28	29
UNESCO	51	63	62	53	48	35	43	69	30
WHO	43	60	66	51	45	39	29	23	38
国連関係 機関全体	44	67	58	46	42	37	34	33	26

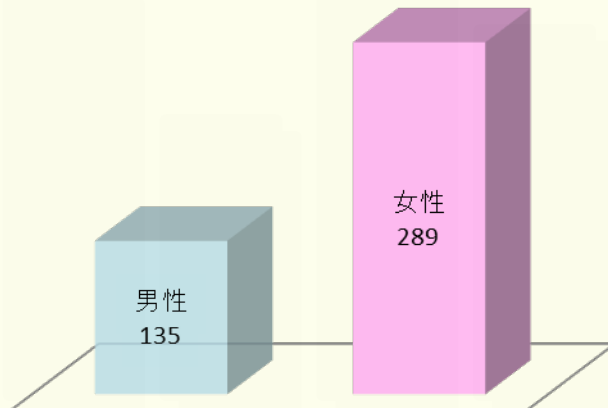
※ データは各年12月31日現在(国連統計)

※ 2016年12月31日現在(国連統計)

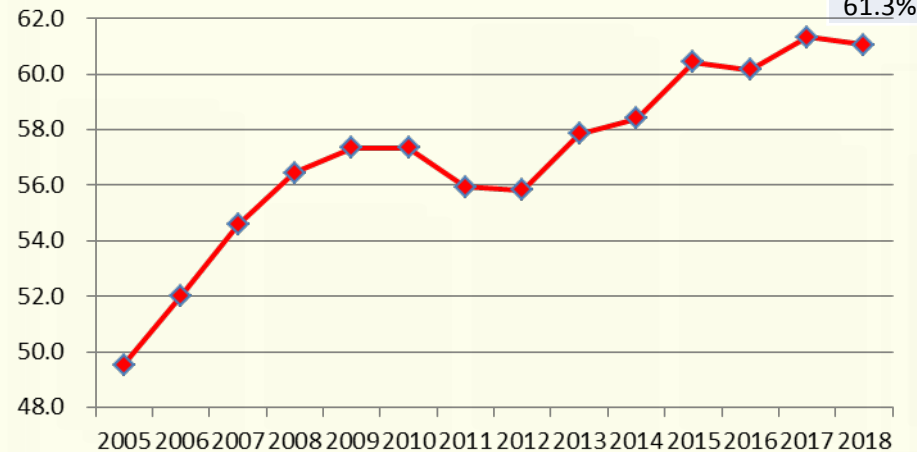
【出典】United Nations system Chief Executives Board for Coordination PERSONNEL STATISTICS Data as at 31 December 2016 (CEB/2017/HLCM/HR/21 Revision1)

2 日本人職員(国際専門職)

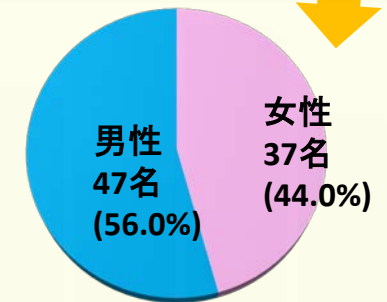
日本のJPO派遣人数
(2008年～2017年度派遣累計)



日本人職員(国際専門職)に占める女性職員比率



日本人幹部職員(D1以上)
の男女比率



※ 2017年12月31日現在
(外務省調べ)

※ データは2013年までは当該年1月1日現在, 2014年以降は前年12月31日現在(外務省調べ)

課題・背景

アジア諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点をあて、これまでの貢献に感謝するとともに、シンポジウムや国際交流の場を開催する等により、女性の視点から、日本とアジア諸国との友好・信頼関係の深化を図る。

事業概要

調査事業

「架け橋として活躍している女性」及び架け橋女性から見た日本の魅力等に関する調査

調査対象となる「架け橋女性」

(平成30年度)：

- ①日本国内及びアジア・太平洋諸国で活躍する日本人女性
 - ・アジア・太平洋諸国で起業した日本人女性
 - ・日本からアジア・太平洋諸国の現地企業等へ就職して現地で活躍している女性
 - ・日本国内においてアジア・太平洋諸国と深い関わりを持った事業を行っている日本人女性
- ②日本国内で活躍する外国人女性、又は日本に過去に居住経験があるアジア・太平洋諸国の外国人女性
 - ・アジア・太平洋諸国から、日本の大学・大学院等に留学するなどし、起業ないしは日本企業等へ就職している女性
 - ・過去に日本に居住経験があり、現在は日本での経験を生かして活躍しているアジア・太平洋諸国の外国人女性
- ③上記①及び②の女性の支援者・支援団体

シンポジウム・国際交流・感謝の意を示す場

シンポジウム及び国際交流の実施

- ・平成30年度は、起業の観点から架け橋として活躍している女性に焦点を当てて事業を実施。
- ・平成30年11月に東京で日本及びアジア・太平洋諸国で活躍する架け橋女性、アジア・太平洋諸国における女性起業家の集う組織・団体の役員等を招聘し、シンポジウムを開催。
- ・シンポジウムには、女性活躍担当大臣からビデオメッセージにより架け橋女性への感謝の意を示す。
- ・架け橋女性と一般参加者との交流やアジア・太平洋諸国における女性起業家の集う組織・団体間の国際交流も同時に実施。

調査検討委員会

- ・調査の企画・検討・とりまとめ等
- ・シンポジウム・国際交流の企画等
- ・委員（平成30年度）：
 - 女性起業家、女性起業支援者、グローバル人材、育成に貢献する大学等関係者等

「架け橋女性」の視点からの日本の魅力の発信
 ・報告書の作成
 ・内閣府HP、SNS等を使っての幅広い情報発信 等

- ・架け橋女性の視点からみた、日本の魅力の発見、及び、その魅力の効果的な発信
- ・女性の視点を活かした、日本とアジア諸国との友好・信頼関係の深化

○ 中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出事業

【平成31年度予算概算要求額 62（60）百万円】

<対策のポイント>

中南米4カ国（ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア）の日系農業者等の若手世代の育成や日本の地方企業との農業ビジネス創出により、**日本と中南米の農業・食産業分野の連携・交流の強化や、我が国の食産業の中南米進出等への貢献**を図ります。（※平成31年度からペルーを事業対象国に追加予定。）

<政策目標>

- 研修修了者の8割以上が、5年以内に日系農業関係者のリーダー又はリーダー候補生となる。
- セミナーやビジネスマッチングに参加した研修修了者や中南米の企業から5者（社）以上が、事業終了後5年以内に日本の地方企業のパートナーとなる。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中南米の日系農業者等との連携交流 12（12）百万円

- ① 日系農業者団体に加え、**同団体に属さない日系農業者や日系の食産業関係者を交えた連携強化会議を開催し、組織間の連携を強化します。**（※）
- ② 連携強化会議に併せて、若手農業者等を対象にした交流会議を開催します。

2. 次世代リーダーとなる若手農業者等の育成 36（35）百万円

- ① **若手農業者等や日系農協の女性農業者を対象に、日本に招へいして高付加価値化や6次産業化等について座学と実習を通じた研修を実施**します。
- ② **日本人専門家を中南米に派遣し栽培技術等について研修を実施**するとともに、中南米における農業先進地等の視察を実施します。（※）

3. 日本の地方企業とのビジネス創出 14（13）百万円

- ① 中南米の県人会と繋がり深い都道府県との連携の下、**研修で招へいした若手農業者等と地方公共団体や企業とのマッチングを実施**します。
- ② 日本の地方企業を中南米へ派遣しビジネスセミナーを開催します。（※）

（※）H31年度から中南米の現地で実施する事業について、ペルーを対象国に追加予定。



日系農業者等との連携交流（連携強化会議）



日本招へい研修
（ハウス栽培）



専門家派遣研修
（有機栽培用の土壌作り）



ビジネス創出事業（ビジネスセミナー後の商談）

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房海外投資・協力グループ（03-3502-5914）

第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催

1 ジェンダー統計グローバルフォーラムの目的

ジェンダー統計の作成能力向上や知識の共有を目的として、世界各国及び国際機関の統計専門家を対象に国連が主催する国際会議。隔年開催で、第7回会合は2018（平成30）年、日本開催。東アジア地域での同フォーラムの開催は初めて。

2 第7回会合の概要（予定）

(1) 開催時期

2018年11月14日（水）から16日（金）までの3日間

(2) 場所

浅草ビューホテル（東京都台東区西浅草3-17-1）

(3) 人数規模

約170人程度

（各国及び国際機関の統計部局、研究機関等）

第6回会合の様子（2016年、フィンランド）



(4) プログラム（予定）

- 開会
- 基調講演
- ハイレベルパネルセッション
- 発表セッション（9つ）
 - ・ 労働市場のジェンダー平等
 - ・ 無償労働及び生活時間におけるジェンダー平等の測定
 - ・ ジェンダーと気候変動・環境（防災）
 - ・ ジェンダー平等及び人権
 - ・ 日本におけるジェンダー統計
 - ・ ジェンダー統計に関する国際的取組
- 閉会



(参考)過去の開催実績

第1回会合（2007年）	イタリア
第2回会合（2009年）	ガーナ
第3回会合（2010年）	フィリピン
第4回会合（2012年）	ヨルダン
第5回会合（2014年）	メキシコ
第6回会合（2016年）	フィンランド

保育園等整備交付金

(平成30年度予算) (平成31年度概算要求)
663.7億円 → 725.6億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、子育て安心プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

- ・ 保育園緊急整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁設置事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市町村（特別区含む。）

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

保育対策総合支援事業費補助金

平成30年度予算:381.4億円 → 平成31年度概算要求:421.3億円額(うち要求額328億円、要望額93億円)

【事業内容】

- 「子育て安心プラン」に基づき、地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要となる保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策 143億円(98億円)

- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ②潜在保育士再就職支援事業【新規】
- ③認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ④保育士資格取得支援事業
- ⑤保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業(厚生労働省分)
- ⑥保育士宿舍借り上げ支援事業
- ⑦保育体制強化事業【拡充】
- ⑧保育士試験による資格取得支援事業
- ⑨保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑩保育士試験追加実施支援事業
- ⑪保育補助者雇上強化事業
- ⑫若手保育士や保育事業者への巡回支援事業【拡充】
- ⑬保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑭保育園等における業務集約化推進事業
- ⑮保育人材就職支援事業【拡充】
- ⑯保育士勤務環境見える化事業【新規】

II 小規模保育等の改修等 169億円(223億円)

- ①賃貸物件の活用による保育園改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業

- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥保育園設置促進事業
- ⑦都市部における保育園等への賃借料支援事業

III その他事業 109億円(61億円)

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行調査・助言指導事業【拡充】
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育園等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑨保育利用支援事業(予約制)
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
- ⑪保育園等の質の確保・向上のための取組強化事業【拡充】
- ⑫保育施設・事業の届出促進事業
- ⑬保育園等における事故防止等推進事業
- ⑭待機児童対策協議会参加自治体支援施策【新規・拡充】
- ⑮放課後居場所緊急対策モデル事業(仮称)【新規】
- ⑯放課後児童クラブ連携支援事業(仮称)【新規】
- ⑰小規模多機能・放課後児童支援事業(仮称)【新規】

子ども・子育て支援新制度により

- ・幼児期の教育・保育の質の向上、認定こども園制度の改善、小規模保育等の地域型保育給付の創設、地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策の充実等が図られ、
- ・保育認定に当たり、これまで「保育に欠ける事由」としていたものを、「保育の必要性の事由」とすることにより、必要な方が保育を利用できるようになった。

制度の枠組み**子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号閣法）**

子ども・子育て会議（法定審議会：有識者で構成）

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議（平成28年4月 3府省局長級決定）

教育保育共通の財政支援**施設型給付**

認定こども園(0～5歳)

保育園(0～5歳)

幼稚園(3～5歳)

地域型保育給付(0～2歳)

小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内の各保育

地域の実情に応じた子育て支援**地域子ども・子育て支援事業(13事業)**

- ・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり、乳幼児家庭全戸訪問、養育支援訪問、子育て短期支援、子育て援助活動支援
- ・延長保育、病児保育、放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収補足給付、多様な事業者の参入促進・能力活用

企業主導型の多様な保育サービスの拡大等（平成28年度～）**仕事・子育て両立支援事業**

- ・企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

内閣府の役割**＜子ども・子育て支援新制度の適正な実施＞**

- 新制度は平成27年度に本格施行、内閣府の特別の機関「子ども・子育て本部」が担当
- 子ども・子育て会議(法定審議会)における法の施行状況に関する調査審議などを踏まえつつ適正に実施

各種データ

	平成29年	平成30年
保育所等の利用児童数	2,546,669人	2,614,405人 (前年比+約6万8千)
(内数) 保育所	2,116,341人	2,088,406人
認定こども園等	373,405人	454,280人
特定地域型保育事業	56,923人	71,719人

1. 社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）（抜粋）

（平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

二. 社会保障改革関連5法案について

（1）子育て関連の3法案の修正等

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。

⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

2. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議（抜粋）

（平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会）

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

3. 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）（抜粋）

（5）少子化対策、子ども・子育て支援

少子化という我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない国難を克服する。このため、個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、「希望出生率1.8」の実現を目指す。

子育てに対して一人ひとりが温かい手を差し伸べ、共に応援していくという社会的気運を醸成しながら、地域社会において活力・意欲あるシニア層の参画を促進するなど、子育ての支え手の多様化を図るとともに、結婚、妊娠、出産段階からの切れ目のない支援に取り組む。また、男女ともに希望すれば働き続けながら子育てができる多様なライフスタイルが選択可能な環境をつくる。

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

子ども・子育て支援新制度の充実の取組について

○ 0. 7兆円メニュー【平成27年度（施行時）より全て実施】

- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等の量的拡充
- ・ 3歳児の職員配置を改善（20：1→15：1）
- ・ 私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3％）
- ・ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善
- ・ 研修機会の充実（年間2日）
- ・ 小規模保育の体制強化
- ・ 減価償却費、賃借料等への対応
- ・ 放課後児童クラブの充実 等

○ 0. 3兆円超メニュー

- ・ 私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（2％）【平成29年度より実施】 等

注：未実施のメニューとしては、1歳児の職員配置の改善（6：1→5：1）や、4・5歳児の職員配置の改善（30：1→25：1）、保育士園舎の配置等がある。

○ 上記以外

- ・ 大規模施設等におけるチーム保育に係る職員配置の充実【平成28年度より実施】
- ・ 仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育等）の創設【平成28年度より実施】
- ・ 技能・経験を積んだ職員に対する4万円等の追加的な処遇改善【平成29年度より実施】

等

企業主導型保育事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

平成30年度予算額 1,697億円 → 平成31年度概算要求額 1,697億円※

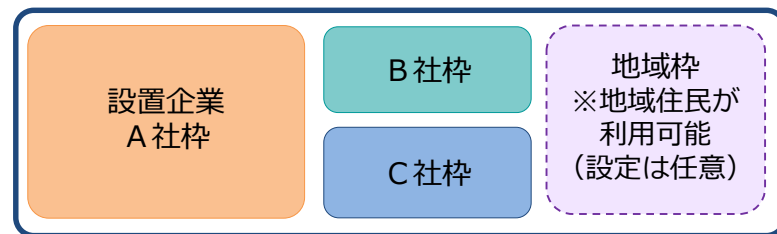
【事業概要】

- ◎企業等が、平成28年度4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- ◎平成28年度に制度を創設し、平成28、29年度においては、計7万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところであり、平成30年度については、子育て安心プランに基づき、新たに2万人分程度の受け皿の整備を実施するところ。
- ※平成31年度における新たな受け皿の整備量などについては、同プランに基づき、予算編成過程で検討を行う。

【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様な保育を提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能
- 地域の子供の受け入れも可能

＜施設定員の設定例＞



○財源

本事業は、一般財源ではなく、事業主拠出金を財源とする。

※厚生年金保険料等を事業者から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。

※事業主負担のみ（労働者負担なし）。

○実施主体、補助率

公募団体、10/10

○平成29年度助成決定（平成30年3月31日現在）

2,597施設 59,703人分

※平成28年度助成決定 871施設 20,284人分を含む。

○予算額の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	約800億円	約1,300億円	約1,700億円
(参考)			
拠出金率	0.2%	0.23%	0.29%

※2019年度の具体的な拠出金率については、子育て安心プランの進捗状況等を踏まえ、予算編成過程で検討する。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

平成30年度予算額 3.8億円 → 平成31年度概算要求額 3.8億円

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

<事業内容>

①ベビーシッター派遣事業（利用券発行枚数：31年度要求：13.3万枚、29年度実績：4.4万枚）

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。（補助額2,200円／1回当たり：多胎児の場合は加算）

②ベビーシッター研修事業（研修回数：31年度要求：21回、29年度実績：19回）

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

<実施主体> 公募団体（独立行政法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人 等）

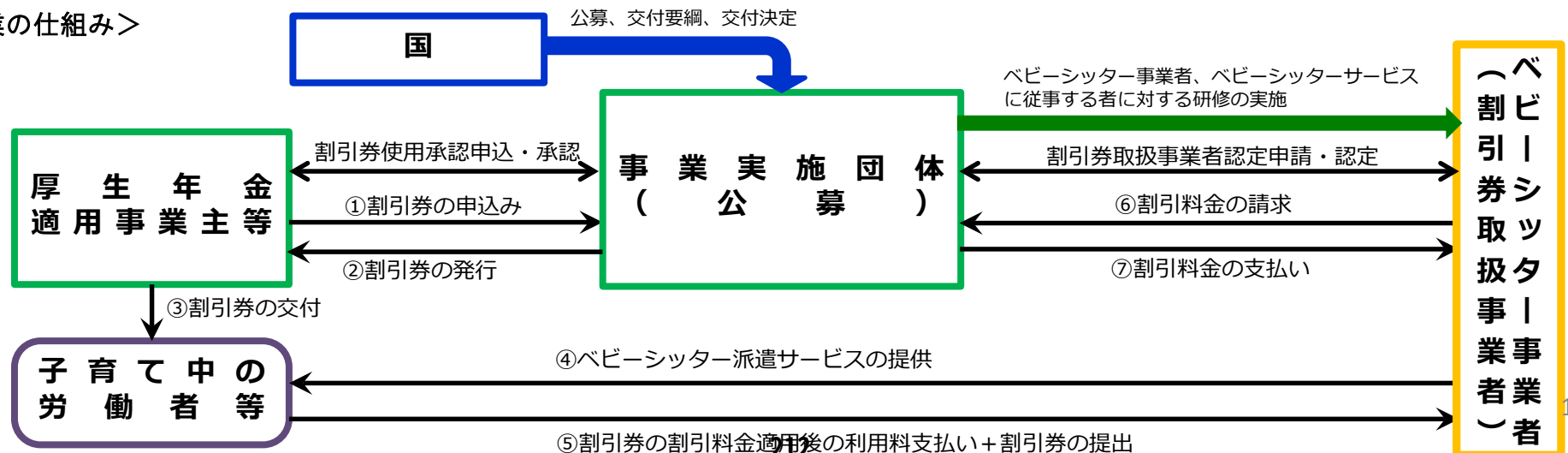
<補助単価>

ベビーシッター派遣事業 事業費：309,400千円 事務費：26,918千円

ベビーシッター研修事業 事業費：25,547千円 事務費：19,365千円

<補助率> 定額（10／10相当）

<事業の仕組み>



地域限定保育士（年2回目の試験実施）

（児童福祉法の特例 特区法第12条の4）

東京圏（神奈川県、成田市）
関西圏（大阪府）
沖縄県
仙台市 平成27年9月9日認定

活用する規制改革

現 状

- ・保育士試験は、毎年1回都道府県が実施
- ・年2回の実施を通知するもインセンティブが働かず、実施されない



見直し後

- ・2回目の保育士試験を促す仕組みとして、3年間は当該区域内のみ有効の「地域限定保育士」制度を創設
- ・都道府県が2回目の試験を実施しない場合、政令市が地域限定保育士試験を実施することを可能に



効 果

保育士候補の掘り起しを推進

具体的事業

保育士確保が難しい状況を解消するため、保育士試験を年2回行う仕組みを構築



地域限定保育士（平成27年度実施）

	受験者数	合格者数
神奈川県	5,442人	1,330人
成田市	1,343人	249人
大阪府	3,237人	727人
沖縄県	523人	78人
合計	10,545人	2,384人



全国（通常試験）

受験者数 67,504人
合格者数 23,165人
※地域限定含む

地域限定保育士の合格者数(2,384人)は、
全国の合格者の1割以上



保育士候補の掘り起しに高い効果

地域限定保育士試験がきっかけとなり、
平成28年度は、全国的に通常試験が年2回に

多様な主体による地域限定保育士試験の実施

(国家戦略特別区域限定保育士事業 特区法第12条の5第8項)

活用する規制改革

現 状

- ・「国家戦略特区限定保育士試験(地域限定保育士試験)」制度を契機に、大部分の都道府県で年2回の試験を、指定試験機関に委託して実施。
- ・指定試験機関は、一般社団法人又は一般財団法人に限定されており、さらに試験の実施回数を増やすことには限界がある。

見直し後

- ・地域限定保育士試験制度を活用した年3回目の試験実施に向けて、試験の公正性・適正性を担保した上で、株式会社等の多様な法人を指定試験機関として活用可能とする。

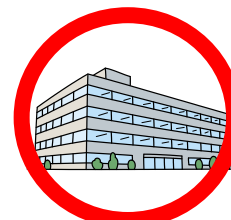
効 果

- ・保育士試験の受験機会の充実により、待機児童の解消の取組の一層の加速が見込まれる。

具体的事業

指定試験機関(試験事務を行わせる者)

現 状



一般社団法人
又は一般財団法人



株式会社等

特区



一般社団法人
又は一般財団法人



株式会社等

株式会社等の多様な法人を
指定試験機関として活用可能に

小規模認可保育所における対象年齢の拡大

(国家戦略特別区域小規模保育事業 特区法第12条の4)

活用する規制改革

現 状

- ・「小規模保育事業」は0～2歳の待機児童解消を目的として創設されたため、対象年齢を原則0～2歳に限定し、市町村が認めた場合には、3歳～5歳を保育できる。

見直し後

- ・待機児童の多い国家戦略特区内において、対象年齢の原則を撤廃し、0～5歳や3～5歳を対象とする小規模保育事業を認める。

効 果

- ・地域の実情に即した保育の受け皿整備が進み、待機児童の解消に資することが期待。

具体的事業

小規模認可保育所の対象年齢

原則 0～2歳



対象年齢の原則を撤廃
区域会議で事業の実施を決定



0～5歳までの一貫した保育や
3～5歳のみの保育 が可能に